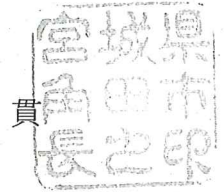




角上下水第131号
令和6年10月1日

角田市上下水道事業運営審議会
会長 島津 健一 殿

角田市長 黒 須



下水道使用料の改定について（諮問）

角田市上下水道事業運営審議会条例（令和6年角田市条例第26号）第2条の
規定により、角田市上下水道事業運営審議会の意見を求める。



令和6年11月19日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市上下水道事業運営審議会

会 長

島津 健一

下水道使用料の改定について（答申）

令和6年10月1日付け角上下水第131号により諮問を受けたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、別紙により下水道使用料改定について妥当なものであると認める。

別紙

○答申の理由

角田市の下水道事業は、下水道使用料で経費を賄う独立採算の原則が適用されているが、使用料収入で経費を賄えず不足分を税金で補填しているのが現状である。

今後、人口減少等により使用水量が減少し、下水道使用料の減収が見込まれる中、昨今の物価高騰による経費の増加や下水道施設整備に要した企業債の償還もあり経営が厳しい状況にある。

当審議会では、こうした状況を踏まえ、持続して安定した経営が図れるよう、一定の収入を確保する必要性と下水道区域内の住民と区域外の住民との税負担の公平性を確保するため、付帯意見を添えて下水道使用料改定が必要であると判断する。

○付帯意見

(1) 下水道使用料の改定にあたっては、使用者の理解が得られるよう丁寧かつ十分な説明を行い様々な方法で周知を図ること。

(2) 将来にわたり安定的に下水道サービスを提供できるよう、経営状況を把握するとともに使用者負担を可能な限り抑制できるよう経費削減に取り組み、使用料水準が使用者の実態に適したものになっているか定期的に検証を行うこと。

○下水道使用料の改定

区分	排出汚水量	改正後（金額）	改正前（金額）
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,760円</u> （税抜1,600円）	<u>1,485円</u> （税抜1,350円）
超過使用料	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>187円</u> （税抜170円）	1立方メートルにつき <u>165円</u> （税抜150円）
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>209円</u> （税抜190円）	1立方メートルにつき <u>176円</u> （税抜160円）
	50立方メートルを超え 200立方メートルまで	1立方メートルにつき <u>231円</u> （税抜210円）	1立方メートルにつき <u>203円50銭</u> （税抜185円）
	200立方メートルを超える もの	1立方メートルにつき <u>253円</u> （税抜230円）	1立方メートルにつき <u>231円</u> （税抜210円）

○使用料改定の時期 令和7年4月1日